

業 務 委 託 仕 様 書

業務名 一時保護所リース建築物設置事前調査等業務

役務業務委託料等内訳書

業務名 一時保護所りース建築物設置事前調査等業務

(令和2年度 設計業務委託等技術者単価適用)

業 務 総 括 表

| 名 称 | 種 別 | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
|------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------------|
| (A) 直接人件費 | | 式 | | | | |
| 一時保護所りース建築物設置調査等 | | 式 | | | | 業務内訳書 1 |
| 保育園転用検討 | | 式 | | | | 業務内訳書 2 |
| 小 計 | | | | | | |
| (B) 諸経費 | | 式 | | | | |
| 直接経費 | 図面等作成 (電子成果品等) | 式 | | | | |
| | 印刷製本費 (材料費等) | 式 | | | | |
| (C) 技術経費 | | 式 | | | | |
| (D) 特別経費 | | 式 | | | | |
| 路線(高低)測量 | | 式 | | | | |
| 地質調査(ボーリング調査) | | 式 | | | | |
| 小 計 | | | | | | |
| 計 | | | | | | (A) + (B) + (C) + (D) |
| 設計委託料 | | 式 | | | | |
| 消費税等相当額 | | 式 | | | | |
| 総委託料 | | 式 | | | | |

業務委託内容説明書

1 業務名称
一時保護所リース建築物設置事前調査等業務

2 履行期間
契約締結の日から令和2年9月30日まで

3 総委託料
総委託料金 円
委託価格金 円
消費税等相当額金 円

4 業務人・日 (165 人)

注1) 業務人・日は委託料を算定するための参考数量であり、契約上の業務人・日を規定するものではありません。

注2) 業務人・日数は技師Cを基準として算定しています。

(仕様書に規定する業務遂行に要するすべての人件費相当分を含みます。)

注3) 路線(高低)測量及び地質調査(ボーリング調査)に係る経費については、上記業務人・日と別途に加算しております。

5 業務の目的
一時保護所の定員拡充に向けて、リース建築物{軽量鉄骨(プレハブ)造}を設置するための事前調査等を行う。

6 業務内容
業務委託特記仕様書による。

業務委託特記仕様書

1 業務名称

一時保護所リース建築物設置事前調査等業務

2 施設概要

(1) 建物概要（予定規模）

ア) 用途 一時保護所

イ) 主要構造 軽量鉄骨（プレハブ）造 平屋建て

※建築基準法第 85 条第 5 項に該当する仮設建築物ではない。

ウ) 床面積 約 680 m²

エ) 定員数 22 名（現時点の想定）

オ) 敷地面積 約 1,250 m²

カ) 用途地域 近隣商業地域（建ぺい率 80%、容積率 300%）・準防火地域

(2) その他留意事項

敷地内に、公用車等の駐車スペース（3 台分）、食材・物品等を搬入する際の一時停車場所等を確保する。

(3) 一時保護所リース建築物の開設時期

令和 3 年秋頃（現時点の想定）

3 業務概要

一時保護所リース建築物設置に関する各種調査・調整、各種設置計画・図面等の作成及び設置費の積算並びに諸課題の整理等を行う。

また、一時保護所として運用後、保育所への転用を行う場合の改修工事等設置に関する調査等を含む。

(1) 各種調査・調整等

ア) 各種動線等の検討

イ) 関係法令及び関係機関への確認（打合せ記録簿の作成を含む。）

ウ) 一時保護所としての運用後、保育所等の児童福祉施設に転用する（以下「保育園転用」という。）場合の留意事項等の整理

(2) 図面等の作成及び設置費の積算

ア) 公用車の駐車スペース、一時停車場所及び(1)で調査・調整する事項を踏まえた敷地内配置図（道路の位置を含む。）の作成

イ) 平面図、立面図及び展開図（各室の寸法、面積及びライフラインの引込位置を記入）の作成並びに発注仕様書の作成

※作成に当たっては、別紙 1 「一時保護所リース建築物 所要室一覧（案）」及び調査した事項を踏まえ、委託者と調整した上で建物内のレイアウトを整理すること。

ウ) 所要室諸元表の整理（機器・設備の例示及び留意点の説明を含む。）

(3) 設置費の積算

保育園転用のあり・なしに分けて設置費（新築時・解体時の工事費を含むリース費用）の積算を行う。

(4) 測量、地質調査

一時保護所リース建築物を設置する敷地内の路線（高低）測量、電気、ガス、上・下水道、通信設備等の敷設状態の確認及び地質調査を行う。

(5) 参考（資料提供）

必要に応じて次の資料の借用を申し入れることができる。

ア) 一時保護所分

児童福祉総合センターの改修に当たり、平成27年7月から平成28年4月にかけて仮設一時保護所（軽量鉄骨（プレハブ）造 平屋建て 延床面積 591.45 m² ※建築基準法第85条第5項に該当する仮設建築物）を設置し、運用していた際の資料。

- ・一時保護所仮設建築物設置事前調査業務（平成25年度）に係る成果物
- ・一時保護所仮施設賃貸借（平成26年度から平成28年度）に係る成果物
- ・設置検討地に係る図面

イ) 保育園転用分

委託者で事前に検討した保育園転用を想定した資料（各種図面）。

- ・一時保護所リース建築物設置に係る事前検討業務（令和元年度）に係る成果物

4 業務仕様

(1) 業務実施者

ア) 業務責任者

建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士とし、十分な経験及び必要な能力を有する者とする。

イ) 建築整備に係る資格

設計業務の遂行のため、業務責任者の下に次の資格に基づく建築設備に係る専門的な技術を有する者を置くこととする。

- ・建築整備士又は実務経験者（大卒・高専卒3年^{*}、高卒5年^{*}、その他10年以上）
^{*}電気は電気工学及び電気通信工学、機械は土木工学、建築学、機械工学、衛生工学、鉱山学のいずれかに関する学科を修めた後、記載した実務経験年数を有する者。

(2) 業務範囲

本特記仕様書及び図面等に記載されていない事項は、「札幌市建築設計業務共通仕様書」によることとし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房営繕部制定又は監修したものによること。

また、一時保護所リース建築物の設置・リース・解体費の積算については、積算原稿（設計書・数量調書）及び公示用積算原稿（単価及び金額を空欄とした設計書）を作成すること。

ア) 一般業務

- ・ 建築（総合）発注仕様書の作成
- ・ 建築（構造）発注仕様書の作成
- ・ 電気設備発注仕様書の作成
- ・ 機械設備発注仕様書の作成

イ) 追加業務

- ・ 建築積算業務
- ・ 電気設備積算業務
- ・ 機械設備積算業務
- ・ 建築物省エネ法に関する資料作成及び申請手続
- ・ 緑化協議書の作成

ウ) 測量等業務

別紙2「測量等業務について」により業務を行う。

エ) その他の業務

- ・ 消防、上・下水道、電話、電気、ガス等関係諸機関との協議・調整、提出書類の作成
- ・ その他設置に係ること

5 提出書類

| 名称 | 部数 | 提出期限 |
|----------------|----|-----------|
| 業務着手届 | 1 | 業務着手後速やかに |
| 業務責任者・担当者指定通知書 | 1 | 業務着手後速やかに |
| 業務責任者・担当者経歴書 | 1 | 業務着手後速やかに |
| 業務完了届 | 1 | 業務完了後速やかに |

6 成果物等

| 成果物等 | 原図 | 複写 | 製本形態 | 摘要 |
|-------------------|-----|----|-------|-----------------|
| a. 建築（総合） | | | | |
| ・ 建築（総合）発注仕様書 | 各1部 | 2部 | A3製本 | |
| b. 建築（構造） | | | | |
| ・ 建築（構造）発注仕様書 | 各1部 | 2部 | A3製本 | |
| ・ 構造計算書 | 各1部 | | | |
| ・ 構造計算プログラムの入力データ | 一式 | | CD-R等 | |
| c. 電気設備 | | | | |
| ・ 電気設備発注仕様書 | 各1部 | 2部 | A3製本 | |
| d. 機械設備 | | | | |
| ・ 機械設備発注仕様書 | 各1部 | 2部 | A3製本 | |
| ・ 機械設備設計計算書 | 各1部 | | | |
| e. 共通 | | | | |
| ・ 工事費概算書 | 一式 | | | |
| f. 追加業務 | | | | |
| ・ 建設工事積算数量算出書 | 1部 | | | 部位、階別集計 見積書等を含む |
| ・ 建築工事積算数量調書(データ) | 1部 | | CD-R等 | 内訳書入力、諸経費積上げ分まで |

| | | | | |
|-----------------------|-----|----|-------|-----------------|
| ・電気設備工事積算数量算出書 | 1部 | | | 見積書等を含む |
| ・電気設備工事積算数量調書(データ) | 1部 | | CD-R等 | 内訳書入力、諸経費積上げ分まで |
| ・機械設備工事積算数量算出書 | 1部 | | | 見積書等を含む |
| ・機械設備工事積算数量調書(データ) | 1部 | | CD-R等 | 内訳書入力、諸経費積上げ分まで |
| ・概略工程表 | | | | |
| ・建築物省エネ法に関する資料 | | | | |
| ・緑化協議書 | | | | |
| g. 資料等 | | | | |
| ・各種技術資料 | 一式 | | | |
| ・記録図書類 | 一式 | | | |
| ・CADデータ | 一式 | | CD-R等 | |
| ・保育園転用後の平面図、立面図及び展開図案 | 各1部 | 2部 | | |
| ・所要室諸元表(一時保護所分) | 各1部 | 2部 | | |
| ・所要室諸元表(保育園転用分) | 各1部 | 2部 | | |
| ・打合せ記録簿 | 各1部 | 2部 | | |

注1) 各種図面の縮尺については、委託者と協議すること。

注2) 建築(構造)・電気及び機械設備の成果図書は、建築(総合)発注仕様書の成果図の中にも含めることもできる。

注3) 積算は、委託者の審査(承諾)を受けた後の発注図書及び適用基準を基に、各プレハブメーカーからの見積りによること。

注4) CADデータの保存形式及びレイヤー構造等は、業務着手時に協議して決定する。

注5) 保育園転用後の平面図、立面図及び展開図案の作成に当たっては、別紙3「転用後の必要諸室の例」を参照すること。

7 一般事項

- (1) 関係法令を順守すること。
- (2) 委託者と密に連絡を取り、十分な打合せ、指示により業務を行うこと。
- (3) 本業務に必要な工具、消耗品等に係る費用は、特記事項がある場合を除き原則として受託者負担とする。
- (4) 必要に応じ段階ごとの草案を提出し、委託者の指示を受け業務を進めること。
- (5) この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者が協議の上で定めるものとする。
- (6) 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとし、業務が完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- (8) 本業務における全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権は札幌市に帰属する。
- (9) 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (10) 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。